

令和2年9月18日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)			
出席議員 (9名)	2番 大川 徹也	3番 原 直弘	4番 吉田 豊
	5番 田中 静雄	6番 原田 希	7番 吉富 隆
	8番 大川 隆城	9番 寺崎 太彦	10番 中山 五雄
欠席議員 (1名)	1番 鈴木 千春		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総 務 課 長 三 好 浩 之	ま・ひ・し・ご・と・性・課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危 機 管 理 対 策 監 弥 永 正 一	
	建 設 課 副 課 長 高 島 真 幸	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋	
	生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 事 松 田 望	

議事日程 令和2年9月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第2 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第3 委員長報告第2号 請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について
- 日程第4 委員長報告第3号 決算特別委員会審査報告について
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまより意見書案第3号について読み上げてお願いとさせていただきます。

意見書案第3号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 大川隆城

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月18日提出

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国会及び政府におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	菅 義偉 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
厚生労働大臣	田村 憲久 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様

内閣官房長官 加藤 勝信 様
内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様
(経済財政政策担当)
内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様
(少子化対策地方創生担当)

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(中山五雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

ないようですので、意見書案第3号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第3号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

日程第2 意見書案第4号

○議長(中山五雄君)

日程第2. 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8番(大川隆城君)

それでは、意見書案第4号を読み上げてお願いをしたいと思います。

意見書案第4号

上峰町議会議員 中山 五 雄 様

提出者 上峰町議会議員 大 川 隆 城

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

上記の意見書(案)を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月18日提出

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。

しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となった。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	菅	義偉	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	武田	良太	様
経済産業大臣	梶山	弘志	様
内閣官房長官	加藤	勝信	様
内閣府特命担当大臣	西村	康稔	様
(経済財政政策担当)			
内閣府特命担当大臣	坂本	哲志	様
(少子化対策地方創生担当)			

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第4号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第4号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第4号は可決されました。

日程第3 委員長報告第2号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 委員長報告第2号 請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について。

これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（大川隆城君）

報告第2号。

令和2年9月18日。

請願審査報告書。

振興常任委員会。

委員長大川隆城。

令和2年6月16日、第2回定例会において本委員会に付託された請願第1号について、7月9日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。
記。

1. 件名、請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について。
2. 審査結果、全員一致で不採択とすべきものとなりました。
3. 主な意見、全町的には、多面的機能支払補助金を活用して各地区毎に努力をされている。

平等性を保つ観点からも大字江迎地区においても、多面的機能支払補助金の効果的な活用が適切である。

令和2年度に限っては行政側で対応されるが、次年度以降は大字江迎地区において維持管理に努めること。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

今、ただいま委員長さんの報告をいただきましたが、本当に不採択ということになっておりますが、不採択にはならないと僕は思っております。これが結論です。

内容的に、今委員長のほうから報告がございましたが、多面的機能支払交付金を各地区ごとに努力をされていると、この平等性を保つ観点からということがここに報告書にあります。平等性とは何かと、また委員長に報告をしていただきたいと思えます。

それから、請願書につきましては幹線水路、大字江迎の幹線水路ということで限定をしております。これも6集落の代表である区長さんが連名になっております。区長さんがこういった署名捺印をされるということはこの請願書の重みをどのようにお考えなのか。

それとこの幹線水路の定義について、2点ほどまずお伺いさせていただきたいと思えます。

○8番（大川隆城君）

それでは、お答えをしたいと思います。

まず、平等性ということで質問がございましたが、この関係につきましては、やはり農業

地区としてはその耕地面積が大きいところからいけば大字江迎、大字前牟田ということになりますし、またほかの大字坊所、堤についてもそれぞれ耕作されておるわけでございます。

そういう中で、ほかの地区を見て回ったり、またいろんなお話を聞いてみますと、やはりふだんから水草が2月、3月、4月ですか、芽生えた時分から気にかけて除去作業をされるし、また、自分の近くのところは皆さんが自助努力でされておるということでの話もありまして、そういうことであるならば、大字江迎幹線水路といえども、今言う芽の出る頃から気を配ってしてもらえることはやっぱりお願いすべきじゃなかろうかというふうなことも踏まえまして、そういうふうなことに考えた次第でございます。

また、その幹線水路の位置づけということでございましたが、この関係につきましては、2000年、平成12年4月1日施行の地方分権一括法によりまして法定外公共物のうち、里道、あるいは水路等の機能を有しているものは地方自治体、市町村の申請に基づいて2005年、平成17年3月31日までに無償譲渡されたということでございます。そして、今なっている幹線水路については、平成13年4月10日の国有財産譲与契約書をもって町のほうにということとなっております。ですから、一応町有地という形になっておりますけれども、その利用、あるいは管理についてはそれぞれの地区でお願いするべきものじゃなかろうかという判断をし、委員会では今申し上げたような結論に達した次第でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

私は2点ほど御質疑をしておりますが、2点目は御答弁をいただけなかったということが1点。

この平等性って、今委員長の答弁によりますと大字江迎は平等性を持ってやっていないんじゃないかということなんですよね、そうでしょう。やっておられますよ、はい。幹線水路という請願書の内容ですが、支線についても、あの大きい水路についてもやっていますよ。委員会調査されたんですか。やっていますよ。

これね、平等性てんなんてんね、どこから来た言葉か僕は知りませんが、実際的にこの問題を不採択にするに当たっては区長さんが6人連名でなっています。聞き取り調査ぐらい内容説明ぐらい聞けばいいじゃないですか。最小限度の委員会は努力が必要ですよ、ここでやっていますよ今、法定外のことも言われましたが。

じゃ、法定外公共物とは何ぞやと僕は聞きたいですよ。なっていますよ。僕はちゃんと調べもしていますが。だからといって、行政にばかり頼ってもいいかという問題はあります。だから、地域の方はやっていますよ。ただしかし、あの広さの水路の中に、中に入っているということは当然無理なんです。早く取ればいいという話もございました。やっていますね。

多面的機能交付金につきましては、平米数で町の御努力によっていただいている重要なこの地域の予算になっております。多面的機能支払交付金につきましては各地区計画性を持って予算化しておられます。そうでしょう。今、法律かて厳しいですよ、条件は。だから、平等性を保つ観点からと、大字江迎もそうしてくださいよと、やっているにもかかわらず努力もせんで、こういったことを採択、不採択とあり得ない。

私たち議員は、地方の意見を議会にきちっとした形で町民の声を議会にやる義務があるわけですね。これは区長さんたち6人ですよ、この重みをどう思われるのかね、大字江迎地区の人たちは多面的機能補助金はやっていないということなんですよ。これはやっていますから。していますよ。あり得んでしょ、平等性てんなんてん。いやいや、これは大きな問題であります。

振興委員の皆さんには申し訳ない。立場も僕は理解しています。立場というのがあります。6月に請願書を提出させていただきました。全員一致で委員会付託となりました。だとするならば委員会の立場というの理解しています。しかし、こういった報告書が文面に出ていますので、これは動かしようがない。いやいやもう少し、最小限度に大字江迎地区の推薦議員でもいいですよ、区長さんでもいいですよ、どがんしょんねということぐらひは委員会で最小限度聞き取り調査をするべきであると僕は思っています。

幹線水路については、行政が管理するというので、今委員長も言われた。私もそのとおりでと思います。しかし、役場にばかり頼るといこともいかなもんかと僕は思っていますし、地域でやっています、地域で。いや、これは取り消すことはもうできないですよ、議会に出しているんですから。いや、どうお考えなんでしょう。今の説明では納得できない。

私も推薦議員である以上、私が署名捺印を押したのには、きちっとした形が文書に出ていますので、これは採択になると確信をしたからこそ、印鑑を押して私が推薦議員を引き受けたという経緯がございます。やっぱり地域の声を議会に反映するとは我々の仕事なんですよ。そして、これは行政に何とか議会からもこういう形を取っていただきたいというのが請願書の内容ですもんね、内容ですよ。

この内容を一番理解しているのが武廣町長なんですよ、そうでしょう。自分が自ら胴長着てあの蒸し暑いときに水路に入って除去作業をしてくんさった。1日じゃなかですよ、そういう考えを理解しているのが町長なんですよ。そうすると、不採択ということになると、行政はせんでいいよと裏を返せばそう取りました、僕は。おかげで今度の冠水が2回ほどございましたけども、農作物の被害に物すごく軽減になっております。だから、僕はどう考えても不採択ということには納得できない。その辺についてこの平等性をもう一回、委員長に答弁をしていただきたい。よろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

この水草除去関係のことを振り返ってみますと、以前は県の水草除去に対しての補助事業

がございまして、それにのっとして土地改良のほうにお願いをされてその除去作業をされたという経緯もございました。ただしかし、今現在はその補助金もございません。それが今度はこの多面的機能交付金の中に包含されて補助金として各地区に流れているわけです。ですから全然無視したとか、そういうことじゃなくて多面的機能交付金の中に包含してそれぞれ補助金として流れてきておりますものですから、その中で先ほどちょっと言いましたように、ほかの地区はそれぞれ御努力いただいているわけです。だから、そう言いながらも江迎地区が全然されていないということではありません。されてあることも分かっていますが、それもやはり今度は今いう時期的なものもございましょうし、その辺は今後については担当課あたりから情報提供をし、お互いに情報を共有しながら当たるということでは当然私たちからも要望はしておりますから、今後はそういうことでお願いをしたいという意味で今回の結果となった次第であります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いや、今の委員長のこの答弁は答弁になっていないよ、これ。大字江迎地区はやっていないということじゃございませんということであるならばじゃん、ここの文章は何なの、大字江迎地区においても多面的機能支払交付金を活用してくださいと、そういうことなんですよ。それは答弁にならないじゃないですか、そうでしょう。やっていますから事実上。そんな曖昧な、この本議会ですよ。請願書は6人の区長さんの連名ですよ、どいだけ重みがあっですか。聞き取り調査もしない、いや、大字江迎がやっくらんというようなことじゃございませんで、そんなちぐはぐな答弁で、この平等性とか多面的機能交付金を活用してとかやっているにもかかわらず。

僕がそう言うと、いや、やっくらんとは言ってない。だとするならここは削除をせにゃいかん。不採択に対する意見ではない。冒頭申したとおり、この案件につきましては不採択ということはあり得ないと僕は申し上げました。これが結論なんですよ。まだ幾らもありますよ、言うことは。ただ、平等性だけでこれだけ時間を取る、行政にこれだけ迷惑をかけよ。議会内部のことですよ、これは。もう少し慎重にやっていただかないと、お互いに立場というのは尊重し合うべきではなかろうかと僕は思います。

まず、この観点から考えると不採択に値しないということで僕は結論を出させていただきます。ただ、この時間をこれだけにかけるわけにいかないの、先に進ませて（発言する者あり）いや、ちょっと待ってください。

先に進ませていただきますが、幹線水路の定義ということで公共物、法定外公共物というふうな話もありましたですね、そこを理解しているならこういうことにならないでしょう。絶対ならないですよ、筋道が通りません。我々議会の立場であるんですから、町民の代表ですからね、これはできないですよ。これは納得できませんよ、誰がどう言っても。そうで

しょう。

そういったことで、2点目に質問したときにはそういうことで結論を出させていただきますので、先に進んでよろしゅうございますか。

○議長（中山五雄君）

はい、どうぞ。

○7番（吉富 隆君）

よかですか。

それでは、報告書の中で、ちょっとこれも時間がかかるかなと思いますが、令和2年度に限っては行政側で対応されるが——決定的な文章になっていますね。行政から委員会にこうこういうことですよという報告はなされたのかどうか1点。

それから、次年度からについては大字江迎地区において維持管理に努めること。これは命令ですよ、命令、委員会から命令はないはず。そういったことについて御答弁をお願いします。

○8番（大川隆城君）

まず、第1点目の令和2年度においては行政側でということは、先ほども吉富議員の話の中にもありましたように町長自らが水草除去について頑張ってくださいました。それは今年度に限っては行政側で責任を持ってやるということの意思表示をされたものですから、それについて町長を先頭にされたということでございます。それはまた執行部側からもお聞きをしておりました。

また、その維持管理に努めることというその文言についてのことがありましたが、これは命令とかじゃなくて、ここにありますように、こういう意見が出たことを列記したということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今の答弁も大きな疑問を持ちますよね、憶測で町長さんがしんさったということなんですよ。行政からも聞いたということですが、理解はいたしますが、維持管理に努めること、どういうことですか、そういうことじゃない、こういう意見があったと委員長は横道にそれている。確かに全委員会の皆さんの責任という意味だろうと思いますが、委員長はそうは逃げられない。そうでしょう。

だとすると、初め僕が質問したのに関連をいたしますよ、これは。大字江迎地区については維持管理に努めることですよ、命令ですよ。そういうこの文言の作り方には、やっぱり大きな問題という意識がないからこうなったんだろうと憶測はします。冒頭申しますように請願書については6人の地区の代表、区長さんの連名です。こんなに軽くはない。

今後、これがどのように採決になるか分かりませんが、もし不採択で仮に通ったらですよ、

今、区長さんと僕はもう話していますが、やっぱり区長さんの任務が物すごく増えると。区長さんの仕事というのは、やっぱり行政と地域のパイプ役でそれなりの仕事がありますよと。これに大字江迎地区で維持管理をするということになれば区長って大変だよねと。今でさえ区長さんというのは地域で法律で決まっているように、つくらなきゃならない。成り手がない時代、高齢化社会で。それに加えて体力的にも行動力も落ちてくる。あんな広い幹線水路を維持管理はできないもんねと。だから請願書なんですよ。区長さん成り手なくなりますよ、地域で。そういう大きな問題に波及する可能性は大きい。だから、区長さんの連名というのは重いよと僕は言っているわけです。そうでしょう。

私はそういったことまで含めて、これは不採択にはならないということで僕自身判断をし、印鑑を押させて、6月に定例会に推薦議員ということで請願書を上程させていただきましたけどもね。うちの町は委員会が2つしかございませぬ、2つしか。委員会に付託をされた、責任は重いですな。

じゃ、うちの町は本議会制をとっていますもんね、本議会制を。だから、こういう討論ができるわけ。議員10名おりますから10名での判断というのでも出てくるわけ。それが採決なんですよ。だから、僕はいつもほかの案件でも言うけれども、反対しても責任はありますよ、賛成しても責任は議員にはありますよと、当然そうですもんね。はい、賛成多数で議決、町長さんは執行権持つとんさっけん、ぱっと執行します。議会よかち言うたやっかいと、こうなります。それが議会の流れであってね、これは常識でもあるというふうに思います。

そういう観点から見ると不採択ですからやっぱり責任は重いですな、議会としても重いですよ。そういったことも含めたところで委員の皆さんには申し訳ないけども、1日で終わっていますよね。聞き取り調査はですな、民主主義の世の中では最小限度請願者に対して聞き取り調査はすべきである。していないでしょう。私から言わせると、いとも簡単に不採択、あり得ないと僕は思っています。

なかなかですな、難しい問題といえ余りにも単純にお考えいただいたんじゃなかろうかと思えます。ここは町の管理になっていますよね、よく調べて委員長さん、調べとんさっです、こういうことがほかの地域にも今後波及する可能性が出てきます。幹線水路がどこどこぐらい僕はちゃんと調べて——調べておるといのが土地改良にいますので、分かります。

この大きい幹線水路につきましては、どういう役目をしているのか、1つ目は治水なんですな、治水。大きく解釈して考えるならダムの役割もしとるね。今、牛津川というところでもこういった問題が起きていますよね、遊水池で言いよんさっ。国は方針出しました。そういったことも含めたところでしています。

農業に昔は水張り補助金というのが、減反のときに水張りして補助金が来ていました。それはもう今なくなっていますけどもね、そういったことも含めて農家の方々がどれだけ今苦勞されよっかと、なぜ大きく造ったのかと。やっぱり人間の生命と財産を守るために、こ

これは区画整理のときに補助金流すときの条件なんですよ。よその町も見てください、大きい水路が何本でもあります。その作付面積に応じて造られたんだろーとは思いますが、やっぱりそういったことの大きな役割を担っているんですよ。

それと同時に、ヘドロがいっぱい何十年たっていますね。そういった整備もすると、維持管理は大字江迎ばいと言ったときにできるわけがない。できないですよ。これが不採択で通ればそういったことの現象が今後起きてきます。いろいろなことを考えたときに不採択とはあり得ないと僕は思うたです。あり得ないですよ。またしちやいかんですよ。無理な請願書では全然ないわけですから。

当然これはよその地域のこともあるでしょうけども、請願書の内容から申し上げますと大字江迎地区幹線水路と限定していますよ。だから、そういったことについてはやっぱり振興委員会に付託をしたといえども、何度も僕は申し上げたいのはやっぱり聞き取り調査をやっていない。いとも簡単に不採択と、あり得ないですよ、あり得ない。そこの総合的な考えは委員会の中でどがな議論ばしたか委員長にお尋ねします。

○5番（田中静雄君）

私は振興委員の一人として、特にこの主な意見、これをまとめ上げた一人でございますけども、それぞれ先ほどから意見が出ておりますけども、まだほかに、議員さんたちも意見があると思いますが、1回暫時休憩を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中山五雄君）

今、5番田中静雄君から暫時休憩の願いが出ましたけれども、いかがいたしましょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

よって、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前10時16分 休憩

午前11時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、請願第1号を再開いたします。

○8番（大川隆城君）

それでは、私のほうから発言をさせていただきます。

先ほど来、いろいろと協議といいますか、質疑を続けておりましたけれども、私ども委員会といたしましては、今回こういう結論に達したわけでございます。しかし、今後、先ほどちょっと触れましたけれども、今言う水草除去に関しての情報はお互いに執行部サイドとも共有しながら、また、地元の皆さん方とも共有しながら対応していくことには間違いござ

いませんが、その経過を見ていく中で、もし不都合があった場合とかについては、当然協議をし、また、最善の策を講じていくということについては十分に考えておりますので、そういうことについて補足といいますか、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

今、委員長さんのほうから浮き草の問題だけが御答弁がございました。確かに請願書にもそういった旨はあっておりますが、幹線水路維持管理というのはどのように今後になっていくのかという御答弁をいただかないと前に進まないと僕は思います。

趣旨ですよ、請願書の趣旨、今後の対策といたしましては維持管理の問題等々がここに入っておりますので、そういった御答弁もやっぱり協議した結果の報告はするべきであろうというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○8番（大川隆城君）

私どもの委員会といたしましては、今回の請願については、主たるものはこの水草除去に関してのことだと受けておりましたが、今、それ以外の維持管理もということでございますが、それについては、今後とも行政サイドと必要あれば協議しながら、その関係についても協議を深め進めていくということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いや、今後、進めていくというよりも請願にちゃんとうたってあるんですよ、幹線水路の維持管理を実施していただきますようにときちっと載っています。今後じゃないですもんね。委員会に付託したならここまでやっぱり議論を深めて結論を出していただきたいというのが請願書の趣旨であろうと。この問題についてはですね、今後どうしていきますよという答弁がない限りこれはたちごっこになるけども、やらせていただきたいと思います。

討論、採決の前にきちっと意見は腹いっぱい言うておかないとですね、あんときはこうやったどうやったというふうなことになるように、この議事録に残るようにきちっとしておきたい。本当に何遍も言うようだけれども、6名の区長さんの連名なんですよ、重い。これも幅は狭く請願が出ております。大字江迎地区幹線水路ということで出ていますので、そういったことも、もう議論はされたんだろうと思いますけれども、ほかの地域にもいろいろ委員さんたちも聞き取り調査はされたという、今休憩中にあつたんですが、僕がお願いしているのは最小限度推薦議員、または連名に書いてある区長さんたちからも聞き取り調査は民主主義の世の中であるならばして結論を出すべき問題であろうと。

だから、不採択には値しないと、やっていないからというのが僕の考えであって、それに

対応する答弁をやっぱりきちっとしていただかないと、これは1時間かかっても2時間かかってもこういうふうになるので、行政にあまりにも長い時間迷惑をかけるわけにはいかないと、非常に大きい問題、重みのある請願書なんです。そこら辺の御回答をきちっとやっぱりしていただければ討論、採決までいかせてもらうことになるだろうと思いますが、あんとき何で言わんやっつかいというのは後で出ます。結果を見てよくある話なのでね、それは私も推薦議員の一人として自分の思いはやっぱりここで本議会で言うておかないと後で物が言えませんので、それは言わせていただきたいというふうに思います。

○8番（大川隆城君）

その維持管理の関係をという話でございますけれども、今回、今議会において一般質問の項目としても大雨対策、水害対策が4人も5人も質問として出ておりましたし、この件は今回だけに限らず以前からずっと今言う対策を早く講じなさいという話が出てきておりました。今後についても当然これは重要な課題として取り上げていくべきことでございますが、それなりに執行部に伝え、そして、陳情したりとかということも重ねて県あたりに要請することもしてまいっておりますし、それもろもろの中でこの幹線水路も、例えば、水門の問題、大雨のときに水門を開ける、開けないの問題等も議論として出ましたですね。そういうことも含めて大雨対策、水害対策の中でここも含まれての協議を重ねてきたと思っております。

ですから、今後についてはやはり早く今は防災・減災が叫ばれておりますもんですから、それには管理のことも含めてどうするかということは当然執行部には要求をしますし、また、今言う上部団体に要請してやらんばときには一緒にやるということも返事をもらっています。また、そういう動きも始まっております。ですから、そういうことでこの幹線水路も含めて取り組んでいくということで認識しているところであります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常に幅広く御説明がございましたけれども、一般質問とは個人個人の方が、個人個人の議員さんが町民の声を聞きながらされるので、若干この請願書とは幅が広過ぎるのではないかとということで私は解釈します。そうしますとね、これは前に進まないんですよ。だから、きちっとした形で委員長から、今後について、この案件については、こういうことでやっていきますという答弁がない限りこれはできません。私はどうであれこうであれ、不採択についてはできないと思っていますから、その信念は変えることはございません。それを強調するとね、非常に行政にもこれだけの時間をいただいてやっているわけですが、議員の皆さんについても、やっぱり半分の方しか委員会はございませんので、本議会制ですからやっぱり考え方についても御議論をする必要があろうかと思いますが、私と委員長の中でも結構なんですけれども、今の答弁についてじゃなくて、やっぱり今後の対策はいろいろな問題を言われたけれども、請願書にのっとった回答をいただきたい。

請願書、大字江迎地区幹線水路ですもんね、この趣旨ですよ。今の委員長のお話を聞くとここからちょっとずれていますからね。そして、委員会に付託しているでしょう。そうじゃないですか、流れ的に。それで不採択——あり得ないと僕は言う、あり得ない。

だから、今後のこの問題について取り下げということは大変難しいことであって、ないだろうと。だから、このままで討論、採決に行っているのかというのは僕は大きな疑問を持ちます。一遍、例えば、不採択に賛成になった場合、議会の議決事項ですからね、行政にもいろいろ言っていくというけども、大字江迎地区については地元でしなさいということを議会で決めたじゃないですかと町長から言われたら二の次はもう出ませんよ。それを変えることはあるとか言われるけど、議決権の行使というのは重大な責任があつとですよ。流れ的にも簡単に言葉ではできるけども、大変難しい問題。不採択にする要因がないんですよ、僕から言わすつと、本当はない。そこら辺はやっぱり委員の皆さんで配慮をやっぴりしていただかないとね。よそでは聞き取りしたと言うけど、僕がお願いしているのは推薦議員かここに連名をされている区長さんたちからの聞き取り調査ぐらいはして結果を出していただければこういう問題にはなっていないと思います。

同じような言葉ばかりになりますけれども、もっと詳しい今後、大字江迎の地区についてはこうしますよと、こういうことができますからみんな力を合わせてやろうよというようなことがない限り前に進めないと僕は思います。

○8番（大川隆城君）

私といたしましては、これまで質問にお答えしてお話し、発言をしてきたとおりでございます。ですから、なお発言したことについては、今後についても誠心誠意努力をして取り組んでいきたい、そういう思いでいっぱいであります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いつまでたってもそのような答弁じゃ前に進まないじゃないですか。

○議長（中山五雄君）

ちょっと吉富議員、先ほどからずっと聞いておりますと中身が同じような意見が多過ぎます。それでももう少し簡潔に質疑をお願いします。

○7番（吉富 隆君）

議長から御注意をいただきましたけれども、同じような言葉を使わなきゃならないような答弁になっているので、使わせていただいておりますということは理解をしていただきたい。そうでしょう。同じことを言わなきゃ。

じゃ、委員長の報告はいいんですか。そうじゃないでしょう、この軸は請願書が軸です。それを何回言っても避けた答弁しか出てこないの、同じ文言を使わせていただいているところは議長さん理解をしていただきたいと思います。

絞っていただきたい請願書、大字江迎地区幹線水路という軸がここなんですよ、ほかのところも4大字があります。その中でも議会に請願書が上がらないと議会が動いていないよ、今までね。聞き取り調査、個人的な情報は一般質問でしんさっばってん、こういう請願は初めてなんですよね。だから、ここの請願書の中身について絞って御答弁をいただければ前に進むだろうと僕は言っているんですから。もう不採択ありきの答弁、そうでしょう。

例えば、今回不採択は討論、採決の中で決まったとしたら今後どうすっかと、これについてはね。幹線水路ですからこの幹線水路のこの請願書に基づいた答弁が欲しいわけ。そういうことで御答弁をお願いしたい。

○8番（大川隆城君）

私といたしましては繰り返しになりますが、この請願結果についてもお伝えし、その意見としても申し上げてまいりました。何回となく質問を受けておりますが、答えが幾つもあるわけじゃありません。答えは1つです。ですから、委員会としてはこうやりますということでお伝えしましたからそのとおりでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

委員会で決まったことがそのままということなんです。じゃ、不採択ということでそのまま突っ走るとい意味ですか。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待たんですか。そういうことじゃないでしょう。委員会で決まったけんて今はっきり言われた。（「お伝えしたです」と呼ぶ者あり）そいけん、この報告書はいち早くこれは議員の皆さんには来ていたはず、行政には行ってないと思います。だから、これについては何で今回こんな早く出たのかなというまず疑問を持ちましたよ。でも、そういった細かいことを言っても前に進まないの、このまま進んでくださいと議長に言いよんさっけんが、それで、後の責任というものも出てまいるんです、大きな問題と私は捉えていますんでね。それで議員の皆さんが了解をされるとするならば前に進んでいただきたい。

○8番（大川隆城君）

私たちの振興委員会の仕事としましては委員会で十分審議した結果を報告させていただきました。そのことについて先ほどは補足的なことも述べさせていただきました。ですから、今後の経過を見ながら対応するという事は皆様方にお伝えしたとおりであります。

それと、もう一回繰り返しになりますが、幹線水路の維持管理の関係も先ほど述べましたように一般質問でも出た、議案審議も出たということは、それだけ皆さんが関心を持ってあつて重要なことでもあります。

目的はやはり大雨対策、災害対策で災害が出ないような手だてをやらんといけんじかないかと。先ほども言いましたように、水門の開け閉めの問題もありました。そういうことも含めてこの幹線水路の維持管理を今後きちんとできて災害に結びつかないようにやるというこ

とでの協議はしております。ですから、その幹線水路に限ってというふうな言い方をされますが、それを含めての協議は重ねてきておりますということを先ほど報告いたしました。ですから、私といたしましては今まで述べてきたとおりであります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

この議論というのは請願書が軸なんです。そいけん委員長言われるように委員会で決まったからという報告のようでございますが、一般質問というのは全体的なことであってですね、そうでしょう、請願が軸でしょう。何回も言うようだけでも、これにお答えはほど遠いものである。よって、私は不採択ということはある得ないということをしつけておきたい。あとは議長さんの判断で前に進めていただければと思います。いろいろな問題が残ることも想定内に入れておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理についての討論に入ります。討論はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも、この請願第1号でございますが、このことについては採択するよう強く求めておきたい。あり得ない不採択はという判断でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

次に、不採択に賛成の方の討論をお願いします。

○4番（吉田 豊君）

この件については、振興常任委員会に付託して、その委員会で十分慎重審議をされたものというふうに解釈いたしますので、私は賛成をしたいと思います。

なお、付け加えますが、今後問題が生じたときについては、振興常任委員長からその都度対応もしていくというふうに申し添えておられますので、スムーズにいくようになるんじゃないかというふうに思いますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に、採択に賛成の方の討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

大字江迎地区幹線水路の維持管理について不採択に反対します。

率直に申し上げて、今回の不採択は不思議でなりません。皆さん方も御承知のとおり、従来の議会において私個人も含め、幾人もの議員さんたちが同地区の幹線水路の有害水生物の除去等に関して多大なる懸念とまた町への施策の依頼、要望等を行ってまいりました。

もともとの同地区の水路は幹線水路であり支線水路とは主要な役割を異にしています。支線水路が集まるところが幹線水路です。用水路のみならず治水の役割も果たしています。ゆえに支線水路よりも当然規模が大きく、その計画的な管理を任意団体である地区に任せるとするのは荷が重いと思います。

特に、高齢化が著しいこの地区において区長さんたちをはじめ、農業者の皆様には精神的にも大きな負担になります。水難事故などの生命の安全も大変心配されます。もともと幹線水路は国が市町村に管理を委託し、それを市町村が土地改良区等に委託をしているという現状がありました。当町では一昨年よりこの水路の管理を土地改良区には委託せず、町自身で管理することにしましたが、特にブラジルチドメグサを主とする生態系にも有害な水生物の除去に対する対策は全くの不十分で、去年も今年も雨季には複数回、同幹線水路付近の住民の方から同水路の水門にブラジルチドメグサが大量にたまって水の流れを悪くし、用水路の水があふれそうで家にも浸水しそうでとても怖いと連絡をいただきました。そして、その都度、役場の担当課に連絡しましたが、担当課もすぐに動くことはありませんでした。このように町自体も十分に管理できていない規模の大きい幹線水路を高齢化した地区の区長さんや農業者さんたちに任せることには地区の負担が大き過ぎます。よって、今案件、請願第1号 大字江迎地区幹線水路の維持管理について、審査結果、不採択とすべきものについては断固反対します。

○議長（中山五雄君）

次に、不採択に賛成の方の討論を求めます。討論はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

水草だけではなく、これは大字江迎地区だけではなく、上峰全地区の問題であり、去年、私も水草で一般質問をしたとき、そのときは担当課長から地区でやってもらいたいということでした。しかし、今回、この請願を受けて委員会で担当課の課長さんが来て、今年からは町で責任を持って対応していくので、令和3年以降は各地区でお願いしますということで、それなら、行政がそこまでしていくということであればということで、振興常任委員会の皆さんが賛成した経緯をもって賛成をしましたので、不信任ということになりました。

以上です。（「不採択でしょ」と呼ぶ者あり）不採択です。

○議長（中山五雄君）

次に、採択に賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

請願第1号を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

採択することに賛成の皆さんの起立を、不採択の人は立たないでください。（「委員会の報告に対して賛成」「これさえ議員の皆さんは分かっているんじゃないですか。今、議長の言うのと本当なんですよ」と呼ぶ者あり）

ちょっと勘違いしてあるかもしれません。請願に対する採択することに賛成の皆さんの起立、だから不採択の人は立たないということです。だから採択の人は賛成です。今、発言をされた2名だけですよね。

一から言います。

請願第1号を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次へ進みます。

日程第4 委員長報告第3号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 委員長報告第3号 令和元年度上峰町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（寺崎太彦君）

皆様こんにちは。私から報告させていただきます。

報告第3号

令和2年9月18日

令和元年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 寺崎太彦

令和2年9月4日の本会議において、本委員会に付託された議案第51号 令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第52号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第53号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第54号 令

和元年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算及び議案第55号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月8日、9日、10日の3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については次のとおりです。

【一般会計】

まち・ひと・しごと創生室

- ・ふるさと納税寄附金について、今後もPRに努めること。
- ・中心市街地活性化事業について、慎重に取組を行うこと。

健康福祉課

- ・自殺対策事業について、PRに努めること。
- ・障害者福祉について、高齢者の立場に立って分かりやすい広報に努めること。
- ・重度障害者等福祉タクシー利用料金助成について、PRに努めること。

住民課

- ・放課後児童健全育成事業委託について、受入れ体制の見直しを検討すること。

教育課

- ・中体連九州・全国大会出場補助金について、できる限り出場者の負担が生じないように検討すること。
- ・学校給食費補助金について、更においしい給食の提供に努めること。
- ・学校給食について、異物混入がないよう万全の対策を講じること。
- ・小学校プールの水漏れについて、早急に原因究明を行い対策を講じること。

生涯学習課

- ・中央公園管理委託及び樹木管理委託について、ひとつにまとめて委託できないか検討すること。
- ・体育施設管理委託について、適切に管理されているか確認を行うこと。
- ・町民センター利用者増に向けてのPRに努めること。

文化課

- ・発掘調査委託費未納問題について、収納見込みがないものの対策を検討すること。
- ・ふるさと学館2階の研修室の有効利用について、早急に検討すること。
- ・文化財収蔵庫の建て増しについての対策を検討すること。

総務課

- ・消防団員定数の確保に努めること。
- ・ストレスチェック実施委託について、実施回数を検討すること。

税務課

- ・分納誓約による滞納整理に努めること。また、臨戸訪問を積極的に行い、徴収に努めること。

建設課

- ・町営住宅使用料の不納欠損額の縮減に努めること。
- ・町営住宅使用料について、保証人への催告などの取決めを検討すること。
- ・請願採択事項である三上地区の道路整備について、継続した取組を行うこと。

【特別会計】

(農業集落排水特別会計)

- ・処理施設使用料の不納欠損額の縮減に努めること。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、委員長報告第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号から議案第55号までの議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第51号から議案第55号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第5. 討論・採決。

議案第42号 上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 ふるさと学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論は

ありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは、私のほうから令和2年度上峰町一般会計補正予算に関して反対討論をいたします。

今、なお続く新型コロナウイルスの脅威が国民の暮らしに与えた影響は計り知れず、国や各市町村が行う支援はコロナ禍での生活を支える上で大変重要なものとなっています。今回の補正予算案では新型コロナウイルス感染症の支援策が計上されています。この支援策の財源は本来なら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7月に国から支払いがあった57,362千円と11月に支払いが予定されている134,900千円の計192,262千円が財源として計上されていなければなりません、全ての財源がふるさと納税寄附金となっています。

私が問題視するのは今申し述べた支援策に充てる財源にあります。地方自治法では総計予算主義の原則として全ての収入及び支出は予算に計上されなければならないこととなっています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策を支援する国からの交付金が今年7月に支払いされているにもかかわらず、また、11月に支払いが予定されているにもかかわらず、今回の補正予算に計上しない行為は地方自治法の規定を無視するばかりか地方行政に求められる公正かつ透明性の原則を著しく逸脱する行為です。議会は行政機関である町が独善的な行政運営をしないようにするための監視機関の役割も担っており、この予算を承認することは容認できないと判断いたしました。

以上のことから令和2年度上峰町一般会計補正予算に関しては反対の意志を表明し、反対討論を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に、賛成討論はありますか。

○4番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

町の予算は総計予算主義が取られています。それは地方自治法第210条に規定されています。先ほど反対で申されましたとおり総計予算主義というのはありますが、さらに国は補助金交付要綱には2分1以内を補助すると規定します。予算に余裕がなくなると2分の1より少ない金を補助します。

さて、皆さん、今問題にされているのは国庫の歳入を計上していないのを理由にされているようですが、財源に余裕がない場合は歳入歳出予算の帳尻を合わせるために国庫金を特定財源として計上しますが、財源に余裕がある場合は財政調整基金を崩したり、今回のようにふるさと納税寄附金の町長お任せのふるさと基金を崩して基金繰入金として予算調整をするのは提案者である町長の裁量に任せられています。よって、法的にも何ら問題はないと思われれます。

また、先日発足した菅内閣においても旧安倍内閣の政策方針を継承するということを公表しました。ということは新型コロナウイルス感染症対策として2次、3次補正予算で交付金、補助金を追加交付されることも予想できますが、上峰町が実施する全てが対象になるとは限りませんので、現時点での2分の1の歳入をあてがうのは、事務方としては見積りしがたいのではないのでしょうか。

以上のことから私は、本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するべきだと思ひ賛成します。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに反対討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

2番大川徹也です。本議会に提出されました議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算中、歳出、商工費の商工観光費中、商工観光振興費の負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策事業について、反対の立場から討論をします。

まず、この新型コロナウイルス感染症対策事業は町全体を俯瞰して対策事業内容が偏ることなく、よいバランスを図りながら取り組んでいかなければならないものだと認識していることを御承知ください。しかし、このたびの問題点は幾つかありますが、特に当町執行部の執行方法に問題があると考えています。

国は、本年の4月に第1次補正予算を行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、上峰町も本年5月に交付金申請を行い、その2か月後の7月下旬には57,000千円ほどの交付金を取得しています。当町における今回の新型コロナウイルス感染症対策事業には、当然まずこの交付金を充てるべきです。しかし、当該事業の財源は寄附金となっています。寄附金は寄附者によって用途が指定されているものです。そして、驚くことにこの交付金が実際に交付されているにもかかわらず、このたびの本会議に上程された補正予算には歳入に上げられておらず予算書上どこにもありません。このお金は一体どこに行ったのでしょうか。これは地方自治法第210条、一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという総計予算主義の原則に外れます。

しかも、執行部は本会議で同僚議員の指摘があるまで、その説明をしようとしませんでした。隠蔽と言われても仕方がないやり方です。町の大事な予算執行を監視する議会を、ひいては当町民を大変軽視しています。このような執行方法は許すことができません。執行部には議会や町民に正々堂々と明示できるやり方で予算執行を行っていただくよう強く要望し、これをもって反対討論とします。

○議長（中山五雄君）

ほかに賛成討論はありませんか。

○8番（大川隆城君）

私は今回の補正予算、いろいろと各部門ごとに質疑応答をやってきた中で、このコロナの関係、これはどこの市町、全国的に一生懸命に取り組んでおられるわけでありまして。我が町においても、これまでもその対策を打っていただきました。また、それに加えて、さらに対策を今回も計画をし、予算を計上されております。

その中で、歳入のほうに上がっていないということが指摘をされているわけでありましてけれども、これはこの前のこの本会議場の議論の中で何回となく確認の中で、執行部いわくそのやり方としては二通り、三通りあることを国、あるいは県に十分確認した上でそれによろしいという判断をいただいたと、その上で今回はその中の一つのやり方で措置をしたということは何回となく出ておりました。ということであるならば、その許可範囲内のことできちんとしてあるとするならば、それは当然よろしいということになりましょうし、それよりもやはりコロナ対策をいかに早く、そして、いかに他の町より以上に充実させるかというふうなことで取り組んでもらうことが先ではないかと思っております。そういう意味合いから私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま賛成反対討論がなされておりますが、私は議員の一人として反対をさせていただきます。

これには――補正予算の件は46号でございますが、軸的にはコロナ対策の問題であると、240,000千円という大きな予算を計上してあります。これについて何ら問題はないと僕も思います。しかしながら、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の18. 負担金、補助及び交付金というふうなことで、これは国に対する要望事項なんですね。申請事業と言ったほうが分かりやすかですかね、申請事業でございます。

この申請事業をされてある、先ほども出ておりましたように5月に申請したとが7月の下旬に歳入済みなんですね、歳入済み。それから、9月に2次補正をされておりますが、これが申請済み、申請は終わっています。11月頃には交付の予定というふうなことがなされております。

ただ、私が疑問を持つのは予算計上はいいにしても、中身について非常にいい問題もありますが、私はこの9月の議会に最低57,632千円は計上すべきだと。それから、第2次補正を申請してありますが、134,900千円、これは11月頃に交付の予定というふうになっておりますが、一応足し算しますと192,262千円というのは計上すべきであると、最低でも57,362千円についてはこの補正をするべきであると。いろいろなやり取りの中で3点ほど室長さんか

ら御説明をいただきました。やり方はそれでいいだろうというふうに思いますが、議員の皆さんはこういったことを知ったやろうか。計上をされて初めて分かることなんですよ、議会は。議員の一人といたしまして、やっぱり議会軽視に僕は当たると思います。

これは計上されたら何ら問題なか、いいことを行政は進めてあるなと思います。議会の立場から考えると、やっぱりこういったことは素直にやって、方法はいろいろとあるだろうけれども、やっぱり議会にきちっとしたお示しをするべきもんだと僕は思います。

議員さんたち、恐らくこいね、問題が出ていなきや知らないんですよ。じゃあ、これは議会軽視に当たるんじゃないかというのが僕の大きな疑問点でございました。やろうとしていることには——いいことなただけけれども、予算の組み方、予算書の作り方に問題があると、やっぱり議会にきちっとした説明をされれば何らこれは問題ない問題だと僕は思います。

なお、付け加えておきますが、今後については議会にきちっとした形でお示しをいただくことを強く要望するとともに反対討論を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次に、賛成討論はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど同僚議員から言われたとおり法的に全く問題ないということで、また今回、この補正予算に反対するということは、この町のコロナ対策が全く止まってしまうということであり、今、コロナで企業、農家、また一般町民が全て幅広く困っている中でやはり議会としても、行政、早くコロナ対策をしなければいけないということが議員みんなの意見だと思います。ぜひともこのコロナ対応を一刻も早くスムーズにできるよう、私は賛成の立場です。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立同数です。以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案の件に対して裁決します。

議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）については、議長は……

(「議長、動議。緊急動議です」と呼ぶ者あり)

今、動議がかかっておりますが、皆さんいかがいたしましょうか。(「異議なし」「非常に難しい問題を強いられている中で、やはり休憩を取ってやっぱりきちっとした形で話をさせていただければなと思います」と呼ぶ者あり)

そしたら、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

そしたら、あとは執行部も入れて話し合いをちょっとしたいと思いますから暫時休憩します。休憩。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(中山五雄君)

午前中に引き続きまして、令和2年度上峰町一般会計補正予算の討論を行います。

以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数でしたので、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して裁決します。

議案第46号令和2年度上峰町一般会計補正予算については、議長は可決することにしました。

少しだけ説明をさせていただきます。

ほかの自治体でも行われている。これは確かめました。本町もこれまで行ってきた。県も国も認めているということでございます。

以上です。

次へ進みます。

議案第47号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 令和2年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論を省略して、諮問第2号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、諮問第2号を採決いたします。

本案について高山善郎氏を適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、諮問第2号は高山善郎氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和2年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後1時35分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 田中静雄

上峰町議会議員 原田希